

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について (報告)」に関する意見

令和 5 (2023) 年 1 月 17 日

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

基本計画のこれまでの基軸である、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引く出す教育の実現に向けた、個別最適・協働的な学びと「自立」、「協働」、「創造」理念を発展的継承し、次の基本計画において、少子化・人口減少、グローバル化、デジタル化など社会変化に対応した、「持続可能な社会の作り手」「グローバル人材」をつくることの方向性は評価する。

この方向性を実現に向けて、第 3 期計画期間中の課題として指摘されている「いじめの重大事案」や「児童生徒の自殺者数」の増加、「地域教育力の低下」や「家庭を取り巻く環境の変化」などを解決するためには、教育における文化芸術の価値、役割をさらに高め、芸術家等の力を活かしていく見直しを盛り込んで頂きたい。

昨年は「学制 150 年」。文化芸術教育について、この間の大きな社会変化の中で、これまでの教科としての美術、音楽を軸とするもので十分なのか検討頂きたい。

我が国の文化芸術は、この間、多様な分野の芸術活動が発展し、充実してきている。伝統芸能など伝統文化や演劇、舞踊などは学制で位置づけられなかった。学びの中に文化芸術を位置づけることは、我が国の多様な文化芸術の継承のみならず、子供たちの心身の成長を促し、想像力、創造性、自主性、コミュニケーション力の育成と、多様な才能や能力の育成に大きな効果が期待される。また、その実現には、地域との連携は欠かせない視点であり、自前主義の脱却のためにも地域の芸術家や文化芸術団体の力を積極的に生かすべきである。芸術教育の拡充は、基本的な方針に沿ったものであると考える。

以下、目標に沿って具体的な意見を述べる。

目標 2 豊かな心の育成

個別項目の中で「伝統文化」と「文化芸術による子供の豊かな心の成長」が別々に記述され、一部同じことを記述している。以下の方向での修正が必要と考える。

「伝統文化と文化芸術は子供たちの教育に極めて重要である認識」をまず記述し、「学校における芸術教育の改善」とその実効性を上げる一つの方法である「文化施設、文化芸術団体との連携」を記述頂きたい。

次に「伝統文化」と「文化芸術」について個別の記述を行うことが必要と考える。

目標 6 グローバル社会における人材育成

○芸術家等の文化芸術の担い手の育成について

基本認識として、「芸術」は国境を越え、多様な文化認識、相互理解を育む媒介となること、また、世界的に活躍する共通の場も存在し、日本の芸術家は世界で多数活躍しており、子供たちの将来の目標となるものであること、などの視点が必要である。以下の方向での修正が必要と考える。

芸術の持つ国際性の認識示すことと、芸術家を世界に派遣する「芸術家の在外研修制度（新進芸術家海外研修制度）」、日本芸術文化振興会で行われている「オペラ、バレエ、演劇研修」の推進を明記して頂きたい。

目標 8 生涯学び、活躍できる環境整備

○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

芸術家をめざす若者は、厳しい鍛錬と評価のなかで専門家として活動を継続できるものは限られ、30代から40代に転機を迎える者も多い。しかし、芸術活動を通して培った経験や能力は、社会の多様な分野で活かせる可能性が高い。その職能拡張、転換のためのリカレント教育の存在は、専門人材を以下の点で活用しうる大きな可能性を秘めている。

- 1) 学校での芸術教育、体験活動や文化施設の企画運営、指導スタッフとして
- 2) 企業人をインスパイアし、産業界におけるイノベーションを誘発する異能の人材として
- 3) 若者の芸術への参入障壁を下げ、才能が集まる可能性が高まり芸術自体のレベル向上への貢献

よって、以下の方向での追記が必要と考える。

- ・ 芸術界で活躍した人材の能力を広く社会で活かすためリカレント教育の支援、体制を整備する。

目標 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

○スポーツ・文化芸術団体等との連携

芸術分野での学校教育連携は部活動やクラブ活動の移行だけにとどまらない。講師派遣や体験・鑑賞活動など多様に行われているのでさらなる充実のため「芸術教育等での連携の充実」を言及して頂きたい。

「子供の文化芸術活動の機会を適切に確保するとともに、地域の芸術家、文化芸術団体との連携を強化と地域の活性化にも資する取組を推進する」

以上